

# 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業 補助金交付要綱の概要

令和6年4月1日  
東京都

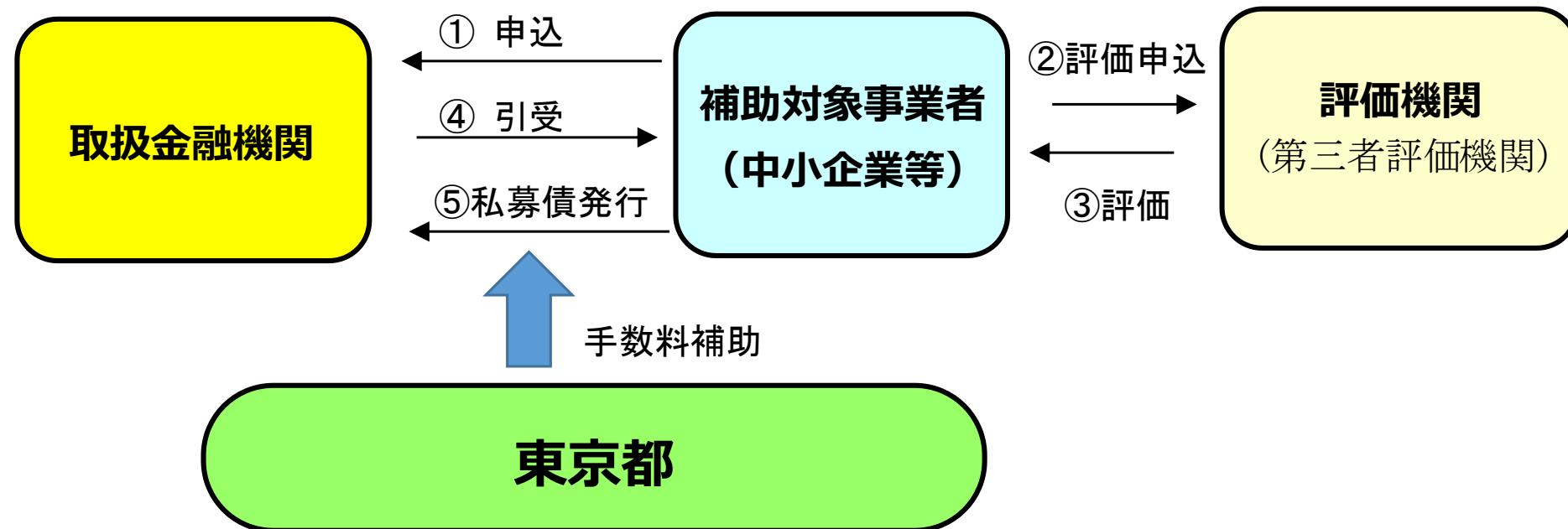
# 目次

- 1 . 事業目的
- 2 . 事業概要
- 3 . 申請要件
- 4 . 補助対象費用
- 5 . 申請書類の作成及び提出
- 6 . 補助金支払までのプロセス
- 7 . 補助申請の審査方法
- 8 . 注意事項
- 9 . F A Q

# 1.事業目的

本事業は、中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、東京都が取扱金融機関と連携し、脱炭素に取り組む中小企業等の私募債を活用した資金調達とPRの支援を行う事業です。

【本事業のスキーム図】



## 2.事業概要

中小企業等が私募債発行時に負担する費用の一部を都が補助します。

### 補助対象事業

中小企業等が私募債発行時に負担する**私募債発行費用**(※)

※費用の詳細は p7 「4 補助対象費用」参照

補助対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

補助申請期間：令和6年4月1日～令和7年2月末日

### 補助率

都が必要と認めた額の**50%**(補助上限は**200万円**となります。)

### 3.申請要件

#### ①補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす都内の中企業等です。

- (1) 会社法で定義する会社であって、東証プライム市場に上場していない法人であること。
- (2) 脱炭素化に取り組んでいる、又は取り組もうとする法人であること。
- (3) 東京都内に事業所を有すること。
- (4) 取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。
- (5) 以下の事業を営んでいないこと。
  - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
  - イ 政治活動に該当する事業
  - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
  - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
  - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (4) 現在かつ将来にわたり暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (6) 本事業による私募債発行に関して、他の補助金を受給していないこと。

### 3.申請要件

#### ②補助申請要件

本事業の補助申請は、以下に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 申請は、私募債の**発行前**に行われること  
(発行後の申請はできません)
- (2) 申請は、**2月末日**までに行われ、かつ、当該申請に係る私募債が  
当年**の3月31日までに発行される見込み**であること  
(ただし都が認めた場合については、この限りではありません)
- (3) 申請は、補助対象事業者につき**1回**
- (4) 評価機関（取扱金融機関が指定する第三者）により、**脱炭素の取組状況に関する評価**を  
受けていること
- (5) 申請内容について、取扱金融機関の確認を受けていること  
(申請書一式を取扱金融機関に提出し、確認を受けて下さい)

## 4.補助対象費用

補助対象費用は本事業に係る**私募債発行時のみに発生する費用**です。

- ・あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目に限ります。
- ・手数料名称等の詳細は、取扱金融機関にお問い合わせください。

### 【補助対象外（一例）】

- ・第三者評価機関へ支払う評価費用
- ・新規記録手数料 ((株)証券保管振替機構への支払費用)
- ・私募債発行時以外も発生する費用（保証料や利息等）
- ・認められた費用科目のうち、消費税及び地方消費税相当額分

# 5.申請書類の作成及び提出

各種申請様式については[産業労働局HP](#)よりダウンロードしてください。

## 交付申請時

- ①交付申請書
- ②誓約書
- ③情報提供に関する同意書
- ④登記事項証明書（現在事項又は履歴事項全部証明書）（※1）
- ⑤納税証明書

（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」）（※1）

- ⑥貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
- ⑦評価機関作成の評価書（写し）（表紙部分）
- ⑧金融機関確認書（※2）

※1 直近3ヶ月以内に取得したもの

※2 交付申請書を含む必要書類①～⑦を金融機関に提出後、  
金融機関が作成し、①～⑦と共に都へ提出します。

## 実績報告時

- ①実績報告書
- ②私募債発行に係る契約書（写し）
- ③私募債発行手数料に係る領収書  
(取扱金融機関に支払った手数料内訳が分かるもの)

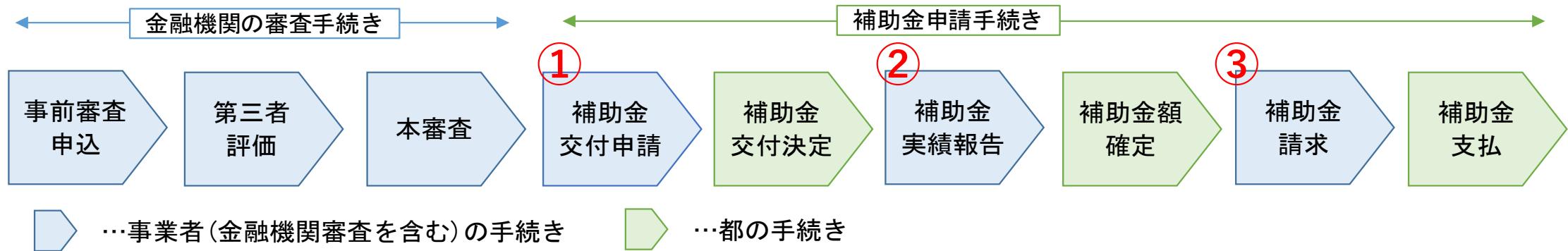
## 補助金請求時

- ①請求書
- ②印鑑証明書（直近3ヶ月以内に取得したもの）
- ③口座振替依頼書

## 書類提出時の共通事項

- ・各書類申請は必ず金融機関を経由して行ってください。  
(J グランツを利用して提出する際も、  
金融機関に一報したうえで、手続きを進めて下さい。)

## 6. 補助金支払までのプロセス



### 手続き上の留意事項

- ・本制度の利用を希望する事業者は、**はじめに取扱金融機関にお問い合わせください。**
  - 申請時期を含め、申請手続きに関しては取扱金融機関に確認してください。
- ・脱炭素に関する第三者評価は、取扱金融機関の事前審査**後**に行って下さい。
- ・図中**①～③**の事業者から都への申請は、書面又はJグランツ（電子申請システム）で受け付けますが、原則として、**取扱金融機関を経由して行います。**
- ・令和6年度中に補助対象事業に係る契約・交付申請、支払・実績報告を行ったものが補助金支払の対象となります。

## 7.補助申請の審査方法

申請書類に基づき、書類審査を行います。

審査の視点、審査結果及び交付決定は以下のとおりです。

### 審査の視点

- ・資格審査（申請要件の確認、補助対象費用の確認 等）

### 審査結果及び交付決定

- ・審査結果は、書面又はJグランツにてお知らせします。
- ・審査の結果、補助金申請額と補助金交付予定額が異なる場合があります。
- ・審査の経過・結果に関するお問い合わせにはお答え致しかねますので、  
予めご了承下さい。
- ・「情報提供に関する同意書」の提出をいただくことで、  
審査結果を申請者と同時に金融機関へ共有いたします。  
(申請者から金融機関への交付決定書の写し等の提出が不要となります。)

## 8. 注意事項

以下のケースは補助金の支払いができません。ご注意ください。

- ・偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・補助金を他の用途に使用したとき。
- ・「3. 申請要件 ①補助対象事業者」に定める要件を満たさなくなったとき。
- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- ・何らかの事由により、評価機関による外部評価業務等や取扱金融機関の直接引受による私募債発行がされなかつた場合
- ・過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき。
- ・交付申請時点で既に都の予算がなくなっている場合  
(予算がなくなり次第、産業労働局HPにて速やかに告知する予定です。)

# 9.FAQ

	質問	回答
1	様式の記入の仕方が分かりません。	別添の様式記入例を参照ください。
2	東京都内に事業所があれば申し込みますか。	お申込みいただけます。
3	取扱金融機関以外が発行する私募債についても申し込みますか。	取扱金融機関以外で発行する私募債は補助対象になりません。
4	既に発行済の私募債の手数料についても補助交付申請できますか。	申請できません。私募債を発行する前に都へ補助交付申請を行う必要があります。
5	補助対象について「あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目」とは具体的にどのような項目ですか。	手数料項目の名称は金融機関毎に異なります。詳細については、取扱金融機関にお問い合わせください。
6	申請要件に当てはまれば、私募債が発行できますか。	金融機関にて所定の審査がございます。取扱金融機関にお問い合わせください。
7	評価機関はどこを選んだらよいですか。	評価機関は、取扱金融機関毎に指定を行っていますので、詳細は取扱金融機関にお問い合わせください。